常任委員長当選

九月二十九日常任委員長の選挙において、次のとおり当選した。

内閣委員長　大島九州男
総務委員長　谷合　正明
法務委員長　魚住裕一郎
外交防衛委員長　片山さつき
財政金融委員長　古川　俊治
文教科学委員長　水落　敏栄
厚生労働委員長　丸川　珠代
農林水産委員長　山田　俊男
経済産業委員長　吉川　沙織
国土交通委員長　広田　一
環境委員長　島尻安伊子
国家基本政策委員長　小川　勝也
予算委員長　岸　宏一
決算委員長　小坂　憲次
行政監視委員長　松村　祥史
議院運営委員長　中川　雅治
懲罰委員長　芝　博一

特別委員長選任

九月二十九日次のとおり特別委員長を選任した。

災害対策特別委員長　秋野　公造
沖縄及び北方問題に関する特別委員長　風間　直樹
政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長　牧山ひろえ
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長　中曽根弘文
政府開発援助等に関する特別委員長　山本　順三
消費者問題に関する特別委員長　佐藤ゆかり
東日本大震災復興特別委員長　櫻井　充
原子力問題特別委員長　西田　昌司

調査会長辞任

九月二十九日調査会は、次の調査会長の辞任を許可した。

国の統治機構に関する調査会長　武見　敬三

調査会長選任

九月二十九日調査会は、調査会長を次のとおり選任した。

国の統治機構に関する調査会長　山崎　力

憲法審査会会長辞任

九月二十九日憲法審査会は、次の憲法審査会会長の辞任を許可した。

憲法審査会会長　小坂　憲次

憲法審査会会長選任

九月二十九日憲法審査会は、憲法審査会会長を次のとおり選任した。

憲法審査会会長　柳本　卓治

会期の議決及び通知

九月二十九日本院は、第百八十七回国会の会期を六十三日間と議決し、その旨衆議院及び内閣に通知した。

通知書受領

九月二十九日衆議院から、同院は第百八十七回国会の会期を六十三日間と議決した旨の通知書を受領した。

議案受領（予備審査）

九月二十九日内閣から次の議案が送付された。

まち・ひと・しごと創生法案（閣法第一号）
地域再生法の一部を改正する法律案（閣法第二号）
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第三号）

質問主意書提出

九月二十九日議員から次の質問主意書が提出された。

山谷えり子国家公安委員長と在特会幹部などとの関係に関する質問主意書（有田芳生提出）（第一号）
北朝鮮の再調査報告に関する質問主意書（有田芳生提出）（第二号）
拉致被害者及び特定失踪者の個人情報保護に関する質問主意書（有田芳生提出）（第三号）
新国立競技場建設と都営霞ヶ丘アパート住民立ち退き問題に関する質問主意書（有田芳生提出）（第四号）
新国立競技場設置予定地の埋蔵文化財発掘調査に関する質問主意書（有田芳生提出）（第五号）
東京オリンピックに向けてイスラム教徒に供する食品のハラール認証に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第六号）
「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備についての一問一答」に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第七号）
東京都議会での不規則発言についての海外メディアの反応に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第八号）

辞令

（庶務部副部長心得）参議院参事　久良知　健

庶務部副部長を命ずる

情報システム安全管理担当を命ずる（十月一日）

国立国会図書館

辞令

（調査及び立法考査局議会官庁資料調査室付主任調査員）国立国会図書館調査員　曽雌　裕一

調査及び立法考査局総合調査室付を命ずる

（調査及び立法考査局国土交通調査室付主任調査員）同　古川浩太郎

調査及び立法考査局総合調査室付を命ずる

（調査及び立法考査局総合調査室付主任調査員）同　伊藤　信博

調査及び立法考査局議会官庁資料調査室付を命ずる（以上十月一日）

人事異動

最高裁判所

簡易裁判所判事　河邊　義典

那覇簡易裁判所判事に補する（九月十九日）

簡易裁判所判事　荻野　文則

佐世保簡易裁判所判事に補する

判事補　前田　芳人
同　田郷岡正哲　同　鈴木　輝子
同　武藤　裕一　同　道場　康介

判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行う者に指名する（各通）（以上九月二十日）

○定年退官

簡易裁判所判事中島嘉昭は九月二十二日限り定年退官

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、青森県へ行幸啓のため、九月二十四日午前十時三十二分御出門、同月二十五日午後六時三十分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、アフガニスタン国大統領モハンマド・アシュラフ・ガーニ・アフマドザイ閣下の大統領就任につき、九月二十九日御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、全日本地域医療機能推進機構病院労働組合から、労働時間短縮等の要求に関して、平成26年10月2日午前零時以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、宮城県、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成26年10月1日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表

北海道　札幌北辰病院、北海道病院及び北海道病院付属介護老人保健施設
宮城県　仙台病院、東北薬科大学病院、仙台南病院及び仙台南病院付属介護老人保健施設
秋田県　秋田病院及び秋田病院付属介護老人保健施設
福島県　二本松病院及び二本松病院付属介護老人保健施設
栃木県　うつのみや病院及びうつのみや病院付属介護老人保健施設
群馬県　群馬中央病院及び群馬中央病院付属介護老人保健施設
埼玉県　さいたま北部医療センター、埼玉メディカルセンター及び埼玉メディカルセンター付属介護老人保健施設
千葉県　千葉病院及び千葉病院付属介護老人保健施設
東京都　東京山手メディカルセンター及び東京蒲田医療センター